

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、「新しい技術を創造し、多くの人が満足するサービスを提供しつづけること」を経営理念としております。この経営理念に基づいて、長期的かつ安定的に発展し、ユーザー、クライアント、株主、従業員、取引先、社会及び地域等当社が重要と位置づけている全てのステークホルダーにとって魅力的な企業として継続的に企業価値を向上させていく上で、コーポレート・ガバナンスを重視しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-2 株主総会における権利行使】

【補充原則1-2-4】

現状では、機関投資家や外国人株主比率が相対的に低いため、コスト等を勘案した結果、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は行っておりません。今後につきましては、機関投資家や外国人株主の持株比率の増加状況に応じて、検討を行ってまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

【補充原則3-1-2】

当社では、英訳での情報の開示・提供については現状の当社株主構成とその効果を勘案し行っておりませんが、今後の株主構成の変化に応じて検討を進めます。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1-2】

当社が事業を展開するインターネット業界は、市場環境・技術の変化が早いため、具体的・固定的な中長期計画を策定することは適切ではないと考えております。当社は、IR活動を通じて中長期的な経営戦略の説明を行い、株主や投資家の理解促進に努めてまいります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

【補充原則4-10-1】

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準を満たす独立社外取締役2名、独立社外監査役3名を選任し、独立役員として東京証券取引所に届け出ておりますが、独立取締役の員数は取締役会の過半数には至っておりません。しかしながら取締役会において独立役員は、その豊富な経験と知見を活かし、活発な意見・質問・助言等を行っております。特に重要な事項の検討にあたっては、慎重に審議検討の上、決議する公正かつ透明性の高い体制を確保しており、取締役会の機能の独立性と客観性は適切に担保されていると認識しております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-3】

当社では、社外役員を含む各取締役、各監査役の意見等に基づき、取締役会の機能向上に努めておりますが、現時点においては取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりません。今後、取締役会の実効性に関する分析・評価の実施及びその結果の開示については検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社では、政策保有株式について、保有することが当社の企業価値の維持・向上に資すると認められる場合を除き保有しないことを基本方針としております。また、議決権の行使にあたっては、当社の保有意義を勘案して、当該企業の中長期的な企業価値や株主利益の向上に資するか否かを議案ごとに判断のうえ対応いたします。なお、現在のところ当社は政策保有株式を保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の取引について、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に留意して、当社取締役会の承認を得ることとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、現在のところ企業年金基金制度はありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

( ) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念や経営戦略については、当社ウェブサイト及び決算説明資料等にて開示しております。

( ) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は本報告書 1. に開示しております。

( ) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲において、当社の業績及び本人の貢献度等を総合的に勘案し、社外取締役の意見を十分踏まえて代表取締役社長に一任しております。監査役の報酬等は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲において、監査役の協議により決定しております。

( )取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役及び監査役の選任・解任にあたっては、人格、経験、能力及び知見等を総合的に判断し、その職務と責任を全うできる適任者を選定することとし、取締役候補者は取締役会での検討、監査役候補者は監査役会の協議及び同意を得て、取締役会での審議のうえ、株主総会に上程し決定しております。

( )取締役会が上記( )を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社では、社外取締役及び社外監査役の候補者について、株主総会招集ご通知(参考書類)に記載のそれぞれの選任議案において、「候補者とした理由」を記載しています。解任すべき事例がでた場合には、必要に応じ、速やかに開示するようにいたします。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1-1】

当社では、法令により取締役会の専決とされる事項および重要な業務執行上の意思決定につきましては、取締役会において意思決定を実施しております。また、取締役会規則、職務権限規程を定め、取締役会にて決議すべき事項を明確に定めるとともに、それら以外の事項については、経営における責任の明確化及び意思決定の迅速化のため、業務執行の決定については代表取締役社長をはじめとする経営陣に委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を充たし、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識ならびにその職務に相応しい人格を有する者を社外取締役候補者に指名しています。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-1】

当社では、取締役を7名以内とする旨を定款に定めており、取締役会が適切に機能し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものとなるよう、知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視して候補者を決定することとしております。

【補充原則4-11-2】

取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書において毎期開示しております。

【補充原則4-11-3】

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由をご参照ください。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

【補充原則4-14-2】

当社では、個々の役員の知識や経験を勘案の上、期待される各自の役割や責務を十分に果たせるよう、必要な研鑽機会の提供を行ってまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、企業価値の持続的な向上に向け、株主・投資家と対話を行い、長期的な信頼関係を確保していきたいと考えています。株主・投資家との対話については、訪問、来社、電話や電子メール等、IR責任者が統括して必要な部署との連携を図り、対応しております。また、個別面談については、代表取締役社長またはIR責任者が対応しております。

当社では、建設的な対話の前提として、以下のような取組みを行っております。

- ・個人投資家向け説明会の実施
- ・機関投資家向け決算説明会や機関投資家訪問の実施
- ・決算及び会社説明会資料等のウェブサイトでの提供
- ・決算説明会のインターネット配信

対話を通じて得られた意見等については、経営判断に役立てるよう取締役会に報告しております。

会社情報の開示は、情報開示規程に則り、迅速性、正確性及び公平性を旨として行います。特にインサイダー取引規制に抵触する行為は、金融商品市場全体の信頼性を著しく損なうことを強く認識し、情報漏えい等が生じないよう情報管理を徹底しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中 俊彦	8,443,300	38.77
野口 哲也	8,105,600	37.22
MSCO CUSTOMER SECURITIES	497,000	2.28
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	404,325	1.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	332,700	1.53
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	146,500	0.67
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	122,600	0.56
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	81,500	0.37
株式会社日本カストディ銀行(信託口1)	71,900	0.33
SANTANDER SECURITIES SERVICES, S. A. / IICS CLIENTS	66,000	0.30

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

【大株主の状況】におきましては、2020年7月末時点での株主名簿に基づいて記載しております。また、所有株式数の割合は、自己株式を除いております。

< 大量保有報告書に関する事項 >

・2020年10月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、田中俊彦及びその共同保有者である株式会社ティーネットが2020年10月23日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿に基づいて記載しております。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(割合)
株式会社ティーネット	4,160,000(19.04%)
田中 俊彦	4,075,600(18.65%)

・2020年10月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野口哲也及びその共同保有者である株式会社アジルテックが2020年10月23日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿に基づいて記載しております。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(割合)
株式会社アジルテック	4,000,000(18.31%)
野口 哲也	3,897,900(17.84%)

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	7月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田中 邦裕	他の会社の出身者													
嶋 聡	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 邦裕		-	田中邦裕氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であります。経営全般の豊富な経験を持ち、当社経営からの独立性を有し、実践的かつ客観的に当社への助言や業務執行に対する適切な監督を行って頂くこと及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため独立役員として選任しております。

嶋 聡	-	嶋聡氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であります。衆議院議員としての豊富な経験を有しているほか、その経歴から新規ビジネスをはじめとする成長企業における各事業活動に関する幅広い見識を有しており、当社経営からの独立性を有し、実践的かつ客観的に当社への助言や業務執行に対する適切な監督を行って頂くこと及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため独立役員として選任しております。
-----	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者及び常勤監査役は、会計監査人が開催する監査講評会において監査上の指摘事項及び課題事項を共有するとともに、会計監査人による往査時には常勤監査役及び内部監査担当者が会計監査人とのミーティングを実施し、定期的に意見交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
轟 幸夫	税理士													
石本 忠次	税理士													
高木 明	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

轟 幸夫	-	轟幸夫氏は、上場企業の監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っていただくため、社外常勤監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
石本 忠次	-	石本忠次氏は、税理士の資格を有しており、専門的な知識、経験を当社の監査体制の強化に活かして頂くことを期待しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
高木 明	-	高木 明氏は、公認会計士の資格を有しており、専門的な知識、経験を当社の監査体制の強化に活かして頂くことを期待しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

#### 該当項目に関する補足説明

中期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意識及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、ストックオプション制度の導入を行っております。

ストックオプションの付与対象者 <span style="background-color: orange; color: white; padding: 2px;">更新</span>	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
---	-------------------------------

#### 該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上への意欲を高めるため、当社の取締役・従業員、子会社の取締役・従業員、社外協力者に対し、就任時期又は在籍時期や期間、今後の事業成長への貢献度等を勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額内において決定しております。取締役の報酬額は、役割や会社への貢献度等を勘案して決定しております。監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、取締役会事務局が担当し、必要な連絡等を行っております。取締役会の資料は、原則として取締役会事務局より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

### a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名により構成されており、取締役会規則に基づき当社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、毎月1回開催する定例取締役会のほか、随時必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断を行っております。なお、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見表明し、取締役の職務の執行を監査・監督しております。

### b. 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役3名(うち常勤監査役1名)により構成されており、監査役会規則に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。監査役会は、毎月1回開催しており、監査の方針、監査計画ほか重要事項を協議するとともに、監査役監査及び内部監査の内容を相互に共有しております。

### c. 内部監査

当社では、独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役社長が指名する内部監査担当(2名)が所属する部署を除く当社グループについて、年度計画に基づき業務監査を実施しております。内部監査担当が所属する部署については、代表取締役社長が別部署から任命し、相互に牽制する体制としております。監査結果については代表取締役社長に都度報告する体制となっております。また、内部監査担当者と監査役会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。

### d. 会計監査人

当社では、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から定期的な監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社では、取締役2名を社外取締役、監査役3名を社外監査役とすることで、取締役会の牽制及び経営監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観性・中立性のある経営監視機能が重要であると考えており、必要な場合は社外の有識者・専門家等から適切なアドバイスを受けることで機関決定が適切におこなわれるよう努めております。現状の体制において、外部からの経営監視機能が十分に機能していると考えており、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しています。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第13期定時株主総会の招集通知は、株主総会開催日の17日前に発送いたしました。また、株主総会招集通知を当社及び東京証券取引所のウェブサイト上に発送の6日前より開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会を活性化するために、より多くの株主が出席しやすい日を設定するように努めております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトへの掲載をしております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	事業説明会を定期的を開催する一方で、個人投資家からの個別取材にも対応しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を中間・期末の年2回開催するとともに、機関投資家からの個別取材に対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項であるものと考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のWEBページにIRページを設け、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては、経営企画部が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、経営理念である「新しい技術を創造し、多くの人が満足するサービスを提供しつづけること」を実現し続けていくためには、法令を遵守した上で、経営の健全性及び透明性を高めていくことが重要であると認識しております。また、そのことがユーザー、クライアント、株主、従業員、取引先等のステークホルダーにとっての利益を守り、企業価値の継続的な向上につながると考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの利益を尊重すると共に、全てのステークホルダーに対して適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、当社のWEBページ及び決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を行い、経営の透明性の実現に努めております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会決議によって、以下に記載する「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

#### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するため、行動指針を制定し、全社に周知・徹底しております。
- (2)当社は、法令違反等その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置しております。
- (3)代表取締役社長は、内部監査担当を指名し、定期的に内部監査を実施し、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われるかを検証しております。
- (4)監査役は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査しております。
- (5)当社は、役員及び使用人の服務規程、法令等違反の行為については、就業規則に基づき適正に処分いたします。
- (6)当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用いたします。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- (7)当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には、断固としてこれを拒絶いたします。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理いたします。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が事業遂行に関わるリスクについて、適切に識別し、管理するために必要な措置を講じます。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
- (2)日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに基づき業務を分担しております。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社主管部署と協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告します。
  - (2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議します。
  - (3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認します。また、グループ全体での進捗会議を定期的に開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行います。
  - (4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
子会社のコンプライアンス体制の充実を図るため、当社の内部監査担当は子会社のリスク管理体制を監視するとともに、適正な取引や会計処理を確保するため十分な情報交換、聴取を行うとともに、社内通報制度を整備します。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役が求めた場合には、代表取締役は監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置するものとします。

#### 7. 6.の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

6.の使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及びその他の使用人等の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については監査役の同意を必要とします。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1)監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
- (2)取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告いたします。
- (3)取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告いたします。

#### 9. 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる体制を整備し、また、当社の監査役は必要に応じて子会社の取締役、監査役等及び使用人に対して、報告を求めることができるものとします。

#### 10. 不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告した当社又は子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護します。

#### 11. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払います。

#### 12. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保いたします。
- (2)監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。

(3)監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。

(4)監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における反社会的勢力との取引排除に向けた体制として、「反社会的勢力に関する規程」を制定し、反社会的勢力対応部署及び責任者を管理部及び管理部長と定めております。

新規取引先並びに新規採用者について、記事検索、信用調査会社の情報検索等により審査した後、管理部長が反社会的勢力の該当性を判断しております。既存取引先に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行っております。

取引当事者間の法的関係を規定する契約・規約・取引約款等において、取引先が反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除事項を盛り込んでおります。

当社は日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等の外部専門機関への連携体制を構築しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

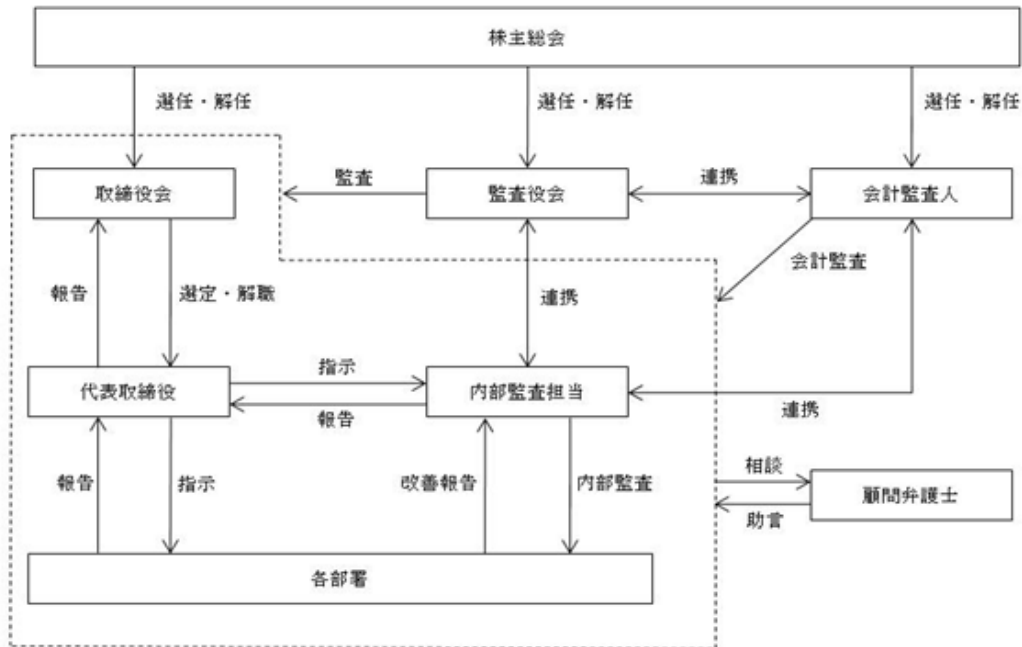
(1)コーポレート・ガバナンス体制について

模式図(参考資料)をご参照ください。

(2)ディスクロージャー体制について

当社グループでは、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。適時開示情報の収集、分析には組織的に対応を図るため、収集した情報は、逐次情報開示担当役員に集められ、適時開示体制の概要(模式図)に記載する手続きに従って公表すべき情報はタイムリーに公表いたします。また、従業員に対する周知・啓蒙については、機密文書や個人情報の管理とともに、随時教育を行っております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

